

# 山梨県中小企業・小規模企業振興条例の概要

## 1 前文

・本県の歴史や地域特性を踏まえながら、中小企業の成長発展と小規模企業の持続的発展に向けた自主的な努力と県及び関係機関の支援を宣言

## 2 条例の目的

小規模企業をはじめとする中小企業の振興について、その基本理念及び中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 3 基本理念

中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に即応した経営の改善及び向上のための中小企業者の自主的な取組が促進されることを旨として行われなければならない。  
中小企業の振興は、中小企業が地域経済の活性化、雇用の創出及び地域社会の持続的な発展に寄与している重要な存在であるという認識の下に行われなければならない。  
中小企業の振興は、県、国、市町村、中小企業関係団体、金融機関、教育機関等その他の関係機関が、中小企業者とともに相互に連携を図りながら行われなければならない。

## 4 関係者の責務・役割等

### (1) 県の責務

中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (2) 中小企業者の努力

経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。  
経営の革新に取り組むよう努めるものとする。  
後継者の育成等により円滑な事業の承継を図るよう努めるものとする。  
地域における雇用の創出及び人材の育成に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。

### (3) 中小企業関係団体の役割

その事業活動を通じて、中小企業者の経営の改善及び向上並びに経営の革新を支援するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (4) 金融機関の役割

資金の供給、経営相談等の事業活動を行うに当たっては、中小企業者の経営の改善及び向上並びに経営の革新を支援するとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (5) 大企業者の役割

地域経済における中小企業の役割についての理解を深めるとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

### (6) 教育機関等の役割

教育機関等と連携を図りながら、児童、生徒等に対する中小企業の役割についての理解を深めるための教育、勤労及び職業に関する意識の啓発その他の基本理念を踏まえた教育又は啓発を促進するものとする。

### (7) 県民の理解と協力

中小企業が地域経済の活性化、雇用の創出及び地域社会の持続的な発展に寄与していることの重要性について理解を深めるとともに、県産品の利用等を通じて、中小企業の発展に協力するよう努めるものとする。

### (8) 市町村に対する協力

市町村が中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

## 5 基本的施策

(1) 新商品又は新役務の開発の促進

(2) 新たな市場の開拓の促進

(3) 新たな事業分野の開拓の促進

(4) 事業承継の円滑化

(5) 創業の促進

(6) 人材の育成及び確保

(7) 地場産業等の振興

(8) 小規模企業の持続的な発展

## 6 中小企業・小規模企業振興計画の策定

振興計画を策定  
振興計画策定にあたり、中小企業及び中小企業関係団体等の意見を聴くなど必要な措置を講ずる。

## 7 財政上の措置

中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【期待される効果】地域一体となって、中小企業・小規模企業の振興に着実に取り組むことが可能となる。